

令和6年度・第23回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年2月25日（火） 13:00～16:00

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員（18名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	本下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（1名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（17名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	（欠員）
27	鶴屋 賢子	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（3名）

事務局出席者 平局長・西代理・梶原主幹・長沼G員・吉原G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ⑩

議事録署名者 _____ 7 番 ⑩

_____ 8 番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第70号 農地形質変更届の専決処分について

報告第71号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第72号 非農地証明発行の専決処分について

報告第73号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

議案第249号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売却許可申請承認について（知事処分）

議案第250号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について（知事処分）

議案第251号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第252号 非農地証明願承認について

議案第253号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売却許可申請承認について

議案第254号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について

議案第255号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第256号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第257号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第258号 耕作放棄地に係る非農地判断について

議案第259号 農地法第5条許可申請書の取下げ願いの承認について

議案第239号 非農地証明願承認について（保留分）

7 その他

(1) 3月総会の日程について

(2) その他

【開始 13:00】

会 長 皆様お疲れさまです。

寒い中、本日の23回の総会に出席くださいますして誠にありがとうございます。

今日の冷え込みは、今年冬1番の冷え込みだと思います。

うちの家のところは水道が出なくなつて、びくびくしながら、やっと出てきたところでございます。

夕べちょっと水をたらたら出しましたが、それでもやっぱり凍って出なかったということがありました。

そしてまた昨日の雪にはびっくりしたところでございます。あまりあんなには積もらないかなと思ったら、びっくりしたところでございます。

皆様こんなに降らなかったでしょうか。

2月の私の行事といたしまして、3日と4日に北薩地区農業委員会協議会の研修がございまして、福岡県みやま市、長崎県の大村市の視察を予定でしたが、2日目に雪が相当積もつて、もうホテルを出た瞬間にも帰らなければ、家に帰りつかないという状況でした。

本当に寒い中でしたが、みやま市の研修はすごい遊休農地解消をしており、いろんなものを植えていたということを見て、ちょうどその現場が高速道路の下で、これは絶対しなければならないという4反歩の面積をといるのを、農業委員、最適化推進員の方と、やっていろんなものを植えたということで、これは本当に勉強になったなというところでした。

それでまた6日の日に農地利用最適化推進に関する意見書の提出を市長に提出してきたところでございます。

また来年はこれにまた沿って、市長もそれに沿って頑張りますということでした。

それと、運営委員会、また19日の、農地中間管理事業に関する研修も皆様の出席がございまして、ありがとうございます。

そしてまたその済んだ後にまた今日協議があります田海町の非農地証明の判断を農業委員、推進委員の方で見ていたところでございます。

今日またその結果が出るとお思いますので、よろしくお願いいたします。

また今日、総会ということで、皆さんの意見を聴取したいとお思います。

そしてまた、コロナ・インフルエンザが終息していませんので、十分体調には気をつけて、農作業などに従事してください。

今日は本当にお疲れ様でございます。

議長 ただ今から、第２３回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数１９名、現在員数１９名、出席委員１８名、欠席委員は１名で、１０番：木下博英委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は１７名です。

欠席委員は３名で、２４番：春田 実委員、２７番：鶴屋賢了委員、３３番：永吉康之委員、であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の１ページをご覧ください。

２月３日から４日まで北薩農業委員会協議会研修が福岡県・長崎県で開催され、会長・局長が出席されております。

５日に常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、積雪のため会長は書面決議、事務局職員は出席しております。

７日と１０日が定例の現地調査です。

１２日に薩摩川内市女性活躍推進協議会が本庁舎６０１会議室で開催され、薬師寺委員が出席されております。

１３日に土地開発公社第１回理事会が本庁舎６０３・６０４会議室で開催され、下茂会長代理が出席されております。

１４日に第２２回運営委員会が本庁舎５０２会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

１９日に農地中間管理事業に関する研修会が本庁舎６０１会

議室で開催され、会長他、出席です。

20日に第20回鹿児島県農業委員会女性農業委員の会薩摩出水支部研修会が長島町で開催され、薬師寺委員、新屋委員、早崎委員が出席されております。

そして、本日第23回農業委員会総会、SSプラザ川内で開催となっております。

以上、説明を終わります。

議長 それでは、12日の薩摩川内市女性活躍推進協議会と20日の第20回鹿児島県農業委員会女性農業委員の会薩摩出水支部研修会について、薬師寺委員からご報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3番薬師寺が2月11日、女性活躍推進協議会に出席しましたので御報告いたします。

女性活躍推進協議会とは女性の職業、生活に関わる活躍の推進に関する取り組みが官民一体となって、効果的、円滑に施行されるために設置されています。

協議会委員は、薩摩川内市長をはじめ26名で構成されています。

女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる市内企業を、薩摩川内市女性活躍推進事業として認定表示をする事業として、今、ただいまのところ26社が認定されています。

今回、社会福祉法人社会福祉協議会の事例発表がありました。

女性活躍推進関連事業としてイクボス宣言もあります。

イクボスとは、職場で共に働く仕事と生活の両面を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績及び結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を営んでいけるようなことです。

現在47社が、イクボス宣言を立てていますが、薩摩川内市で農業関連はまだ認定されておられません。

県下では3社が認定されています。

次に、2月20日北薩支部女性委員の会研修会が長島町でありましたので、薬師寺委員、新屋委員、早崎委員、事務局田上職員の4人で出席いたしました。

委員事務局19名で、それぞれの農業委員会での取り組みについての意見交換会をして、江口ベール(株)、じゃがいも選果場の施設見学の視察研修、昼食を取りながらの情報交換会でした。

薩摩川内市、さつま町、出水市、阿久根市、長島町の3市2町

の北薩支部ですが、1年に1回の研修会で、和気あいあいに楽しく有意義な研修ができました。

来年は出水市農業委員会が当番地になります。

以上です。

議 長 次に、13日の土地開発公社第1回理事会について、下茂会長代理からご報告をお願いいたします。

下茂会長代理 9番の下茂が報告いたします。

土地開発公社第1回理事会ということで、予算審議が行われまして、無事終了いたしました。

今、土地開発公社が関与しております作業の中身を報告いたします。

阿久根川内道路延長2.2キロに対して、こういう地図ですけど、今進捗中です。

それから久見崎未来パークということで、以前も紹介いたしましたが、久見崎の方に商業都市を今、建設中であります。

それから、行政の産業用地ということで、ほぼ大体埋立てが終わっております。

同じく高城の駐車場がもう1工区始まります。

それから、連絡というか、2月15日、南日本新聞において、久見崎未来パークに新しくエコエリアという卸売業の方が参入されまして、既に工場も落成して、南日本新聞の方で紹介をされておりますので、御紹介をします。

以上で報告を終わります。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 7 1 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第 7 1 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第 7 1 号を終わります。
次は報告第 7 2 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 　報告第 7 2 号を説明いたします。資料は 1 5 ページをご覧ください。

　　今月の証明発行願いは、受理番号 1 0 6 番から 1 1 0 番までの 5 件で、登記地目 田 4 筆 1,748 m²、畑 3 筆 1,658 m²、合計 7 筆 3,406 m²の証明発行願が提出されました。

　　非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

　　何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 7 2 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第 7 2 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第 7 2 号を終わります。
次は報告第 7 3 号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 7 3 号を説明いたします。資料は 1 6 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 7 番から 8 番の 2 件で、登記地目は田 1 筆 409 m²、畑 1 筆 160 m²、合計 2 筆 569 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、7 番を薬師寺委員、8 番を木場委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第 7 3 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 7 3 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 7 3 号を終ります。

それでは会次第 6 の議事に入ります。

次に、議案第 2 4 9 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 2 4 9 号を説明いたします。資料は 1 7 ページから 2 0 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 9 1 番から 1 9 6 番までの 6 件で、登記地目 田 7 筆 3, 1 8 5 m²、畑 5 筆 2, 1 6 1 m²、合計 1 2 筆 5, 3 4 6 m²の申請がありました。内容を説明いたします。

1 9 1 番は、貸診療所・貸駐車場・調整池の目的での申請です。

1 9 2 番は、貸薬局・貸駐車場の目的での申請です。4 6 6 3 番 雑種地 8 9 m²と一体利用で総面積は、5 5 8 m²となります。また、排水承諾書が添付されています。

193番及び196番は、一般住宅の目的で申請です。

194番、195番は、それぞれ共同住宅2棟と駐車場の目的での申請です。194番は、宅地 544.04㎡と一体利用で総面積 1,241.04㎡となります。

以上6件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第249号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番、中原が191番から196番を報告します。

2月10日、福壽推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

191番ですが、位置図5ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。貸診療所・貸駐車場・調整池の目的での申請です。

192番ですが、位置図6ページ、調査表4ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。貸薬局・貸駐車場の目的での申請です。また、191番の申請地へ排水設備を整備する計画であり、排水承諾書が添付されています。

193番ですが、位置図7ページ、調査表5ページをご覧ください。申請地の現況は、田であり、保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

194番ですが、位置図8ページ、調査表6ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。共同住宅の目的での申請です。

195番ですが、位置図9ページ、調査表7ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。共同住宅の目的での申請です。

196番ですが、位置図10ページ、調査表8ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

まず、議案第２４９号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 249 号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 250 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 250 号を説明いたします。資料は、21 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

父から申請地を譲り受け、二世帯住宅の目的での申請です。

一般住宅 500 m²を超過していることから、地積超過理由書が添付されており、二世帯住居と駐車場 6 台とするためとの理由となっています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 250 号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員 ４番、新屋が１９７番を報告します。

 ２月７日、山下推進委員と事務局 梶原職員と現地調査を実施
しましたので、報告します。

以上です。

以上で議案第２５１号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員　１９８番を報告いたします。

１番、中原が１９８番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１２ページ、調査表１０ページをご覧ください。

申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。店舗・駐車場の目的での申請です。

また、総事業面積が３，０００㎡を超える開発のため、都市計画法に定める開発許可が必要ですが、転用実行者に確認したところ、県建築課に開発許可申請を提出済であることを確認しています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　（なしの声あり）

議長　ないようですので、採決いたします。

まず、議案第２５１号受理番号１９８番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　（挙手）

議長　賛成全員であります。議案第２５１号受理番号１９８番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第２５２号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第252号を説明いたします。資料は23ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号71番から74番の4件で、登記地目田1筆207㎡、畑3筆1,589㎡、合計4筆1,796㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、備考欄の記載の年から耕作しておらず、山林・原野化しています。

受理番号72番については、第22回総会で保留になった議案と関連があるため、2月19日に実施した現地調査の結果を踏まえ、後持ってご審議いただければと思います。

72番を除く案件については、総会で農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地と判断されると、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きにより、登記官の現況判断で地目変更が可能となります。

以上で、議案第239号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番薬師寺が71番を報告いたします。

去る2月7日、濱田推進委員と事務局 西代理、松下職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図、13ページ、調査表11ページを御覧ください。

申請地の現況は平成17年以前から耕作しておらず、山林化していました。

農地法第30条第2項に規定している利用状況調査による不動産登記法に関わる地目を山林に変更したということで、非農地証明書の発行基準を満たしていることから、証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

小城委員 6番小城が72番を報告いたします。

去る2月7日、春田推進員と事務局の梶原・中城職員と現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

位置図 1 4 ページ、調査表は 1 2 ページをご覧ください。

この場所につきましては先月、保留になったところでもありますので、総会で御判断をお願いいたします。

中島委員 8 番、中島が 7 3 番から 7 4 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

2 月 7 日、高木推進委員と事務局 中城・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、7 3 番ですが位置図 1 5 ページ、調査表 1 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、令和元年に相続して以降耕作しておらず、雑草が繁茂している状態でした。申請人は、県外に住んでおり自ら耕作ができず、道路からの進入路がない場所に位置しており、他人へ貸出することも困難です。

周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

次に 7 4 番ですが位置図 1 6 ページ、調査表 1 4 ページをご覧ください。申請地の現況は、昭和 6 0 年以前から耕作しておらず、原野化しております。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

なお、傍に飼料畑がありましたので、迷惑が掛からないように指導をいたしました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

先ほど、事務局から説明のありました議案第 2 5 2 号 7 2 番については、保留案件と関連がありますので、後もって、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 異議ありませんので、議案第 2 5 2 号 7 2 番は、保留案件で審議します。

7 2 番を除く、案件について質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第252号71番、73番、74番については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第252号71番、73番、74番は原案どおり決定されました。

次は、議案第253号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第253号を説明いたします。資料は24ページから26ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号123番から135番の13件で、田15筆 9, 859㎡、畑9筆7, 709㎡、合計24筆17, 568㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

123番から125番及び129番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第253号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番薬師寺が123番、124番を続けて報告いたします。
調査日、調査員は先ほどの報告と同じです。
123番を報告いたします。
位置図17ページ、調査表15ページを御覧ください。
申請地の現況は、畑で管理されておりました。
権利取得者は規模拡大のための権利取得で、季節野菜を栽培予定
です。営農計画書が添付されております。
次に、124番を報告いたします。
位置図18ページ、調査表16ページを御覧ください。
申請地の現況は、田で水稻を耕作されています。
権利取得者は規模拡大の権利取得で水稻を栽培予定です。営農
計画書添付です。
123番、124番は、経営意欲も高く、また全部効率要件及
び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

小城委員 6番小城が125番と126番を報告します。
調査日、調査員は先ほどの報告と同じです。
位置図19ページ、調査表17ページを御覧ください。
申請時の現況畑で、耕作をされていませんでしたが、きちんと
管理されている状況でした。
本人は営農開始で葡萄をつくる予定となっております。
続きまして、126番です。
位置図20ページ、調査票18ページを御覧ください。
現況は畑で耕作されておりました。
引き続き、野菜をつくる予定になっております。
両方とも経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和条件等の問
題はなく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

木場委員 127番と128番を報告いたします。
7番、木場が127番と128番を報告します。
2月7日、鬼塚推進委員と事務局 中城・松下職員と現地調査を
実施しましたので、報告します。
まず、127番について位置図21ページ、調査表19ページを
ご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

次に、128番について位置図22ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

中島委員 8番、中島が129番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図23ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、野菜及び果樹を栽培予定です。

権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

新屋委員 4番、新屋が130番を報告します。

調査日・調査委員は先ほどのとおりです。

位置図24ページから25ページ、調査表22ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、飼料作物を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

西委員 15番、西が131番から135番を報告します。

1月7日、谷山委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

131番ですが、位置図26ページ、調査表23ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

132番ですが、位置図27ページ、調査表24ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。

133番ですが、位置図28ページ、調査表25ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

134番ですが、位置図29ページ、調査表26ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第２５３号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 253 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

今月の申請は、受理番号 1 3 6 番から 1 3 9 番の 4 件で、登記
 地目 田 3 筆 3, 8 8 2 m² 畑 2 筆 4, 1 1 4 m² 合計 5 筆 7, 9
 9 6 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、親、親族間等の贈与によるものです。

136番、137番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第254号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番薬師寺が136番を報告いたします。
調査日、調査員は先ほどの報告と同じです。
位置図31ページ、調査表28ページを御覧ください。
申請地の現況は畑で耕作されています。営農計画書添付です。
権利取得者は規模拡大のための権利取得で施設野菜、果樹を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。
以上です。

小城委員 6番小城が137番を報告します。
調査日、調査員は、先程述べたとおりであります。
位置図32ページ、調査票29ページを御覧ください。
申請地の現況は田で耕作してありました。
兄弟間の贈与になります。
権利取得者は水稻を耕作する予定です。
権利取得者は規模拡大のための権利取得で施設野菜、果樹を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

新屋委員 4番、新屋が138番と139番を報告します。
調査日・調査委員は先ほどのとおりです。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

梶原主幹 議案第 2 5 6 号を説明いたします。資料は 3 0 ページから 3 2 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 9 , 2 7 9 m²、畑 5 , 8 0 1 m²の申請がありました。

利用権設定 9 件中、認定農業者等に係る分は 9 件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため

申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

次に、議案第２５６号、受理番号２０番に係る議事参与案件について審議に入ります。

永留委員 (退席・退室)

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受ける議案第 2 5 6 号受理番号 2 0 番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の永留委員のご本人ですので、内容説明いたします。資料は 3 1 ページ上段をご覧ください。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用区域農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、採決いたします。
議案第256号受理番号20番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第256号受理番号20番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
永留委員の入室をお願いします。

永留委員 (入室・着席)

議長 　それでは、議案第256号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第257号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」

に関する議案は、受理番号５１８番と５３８番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第２５７号を説明いたします。資料は３３ページから５５ページをご覧ください。

ここで、訂正方をお願いいたします。

４５ページの５５７番から５６０番の案件につきましては、権利を受ける者が、農業公社の実習生であるということで、実習生が市のほうの補助金をもらってる関係で、卒業しないといけなくなるということでございます。

今回は、受理番号５５７番から５６０番は取下げになりますので
お願いいたします。

それでは、申請内容を説明いたします。

今月の申請は、田 164,359 ㎡、畑 39,164 ㎡、合計 203,523 ㎡の申請がありました。

中間管理権設定１２３件中、認定農業者等に係る分は８８件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号４９２番から５１７番、５１９番から５３７番、５３９番から６０１番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第２５７号受理番号４９２番から５１７番、５１９番から５３７番、５３９番から６１８番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 5 7 号受理番号 4 9 2 番から 5 1 7 番、5 1 9 番から 5 3 7 番、5 3 9 番から 6 1 8 番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、議案第 2 5 7 号、受理番号 5 1 8 番に係る議事参与案件について審議に入ります。

乙須委員は農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

乙須委員

(退席・退室)

議 長 議案第 2 5 7 号、受理番号 5 1 8 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受ける議案第 2 5 7 号受理番号 5 1 8 番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の乙須委員ご本人ですので、内容説明いたします。資料は 4 0 ページ中段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第 2 5 7 号受理番号 5 1 8 番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 5 7 号受理番号 5 1 8 番に係る

議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

乙須委員の入室をお願いします。

乙須委員 (入室・着席)

議長 次に、議案第257号、受理番号538番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 議案第257号、受理番号538番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第257号受理番号538番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の木場委員ご本人ですので、内容説明いたします。資料は43ページ中段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第257号受理番号538番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第257号受理番号538番に係る

議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員

(入室・着席)

議長 それでは、議案第257号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第258号「耕作放棄地に係る非農地判断について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第258号「耕作放棄地に係る非農地判断について」を説明いたします。資料は56ページをご覧ください。

提案理由は、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであります。

本市では、非農地判断を令和6年7月17日から10月23日までの間、管内6地域において延べ28日間実施し、田 1,007筆536,592㎡、畑1,379筆566,278㎡、合計2,386筆1,102,870㎡を、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地と判断しましたので提案するものです。

以上で、議案第258号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで各地域の報告をお願いします。まず川内地域からお願いいたします。

小城委員 6番、小城が報告します。

令和6年7月17日から10月3日までの延べ11日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、川内地域の赤判定された農地を調査した結果、田 380筆 198,718㎡、畑 402筆 147,031㎡、合計 782筆 345,749㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 続いて樋脇地域お願いいたします。

木場委員 7番、木場が報告します。

令和6年7月17日から8月19日までの延べ5日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、樋脇地域の赤判定された農地を調査した結果、田 223筆 137, 330㎡、畑 80筆 48, 182㎡、合計 303筆 185, 512㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 次に入来地域お願いいたします。

梶原委員 18番、梶原が報告します。

令和6年9月2日から9月3日の2日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、入来地域の赤判定された農地を調査した結果、田 59筆 64, 996㎡、畑 24筆 17, 593㎡ 合計 83筆 82, 589㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 続いて、東郷地域お願いいたします。

小園委員 16番、小園が報告します。

令和6年7月19日から24日の3日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、東郷地域の赤判定された農地を調査した結果、田 11筆 4, 776㎡、畑 19筆 9, 818㎡ 合計 30筆 14, 594㎡のいずれの農地も、

非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 次に祁答院地域お願いいたします。

牧田委員 5番、牧田が報告します。

令和6年7月19日から7月30日までの延べ4日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、祁答院地域の赤判定された農地を調査した結果、
田 19筆 16,732㎡、
畑 8筆 6,325㎡ 合計 27筆 23,057㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 最後に甑地域お願いいたします。

礒道委員 17番、礒道が報告します。

令和6年10月21日から10月23日の延べ3日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、甑島地域の赤判定された農地を調査した結果、
田 315筆 114,040㎡、畑 846筆 337,329㎡ 合計 1,161筆 451,369㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 ただ今、各地域委員の報告が終わりました。
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

廣庭委員 28番廣庭です。

議案の承認後の処理について、2点ほどお尋ねいたします。

非農地通知書が発行されると思いますが、それについて、有効期限とかはあるのか。

もう 1 点は、嘱託登記ができないのか。

これは 1 月の農業新聞に、お隣の熊本県荒尾市の農業委員会の取組が出ましたが、一括で非農地判断をしたものについて、市の方で、地目変更登記まで行っているというような記事が載っていたんですけど、本市でも可能なのか、ということをお聞きいたします。

事務局

まず有効期限につきましては、非農地と判断しましたということで、直接、郵送にてお送りします。

有効期限はございません。

ただ、農地に復元した場合は農地になりますので、それを持っていっても、現地調査の結果、地目変更はされないという場合があります。

今年分を現況が山林原野等化しているということで送りますのでそれについての有効期限というのは、市長が変わられない限りは有効であるということです。

あともう一つ嘱託登記のことにつきましてはですね、いろいろ全国的に入るところ、鹿児島県でも鹿屋市さんがやったということを知っていますが、ちょっとですねハードルが高過ぎるというのがございます。

まず、非農地通知は法務局や税の方にもいかないといけないということと、現況はですね農地ですので、変わる場合があつて、嘱託登記をした後に先ほど言ったように農地復元されてるということもございますので、薩摩川内市としましては、非農地通知を送って、本人が必要に応じ、地目変更をしてくださいということで通知を送らせていただいております。

件数が少ない場合は、嘱託登記を市の方でやるというのもありますが、今のところは、法務局と連携しながらできるだけ早く地目変更ができるように処理するということで、農業委員会の分の現況確認を法務局から聞かれてしてありますが、市の方で、実施するということところまでは検討はしていないというところがございます。

以上です。

委員・推進委員（なしの声あり）

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 258 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 5 8 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第 2 5 9 号「農地法第 5 条許可申請書の取下げ願の承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 2 5 9 号を説明いたします。資料は 5 7 ページをご覧ください。

今月の申請は 1 件で、登記地目 畑 5 筆 1 , 9 4 5 m²の取下げ願いがありました。

内容といたしましては、令和 6 年 1 0 月 2 8 日開催の第 1 9 回総会で議案第 2 0 0 号 5 3 番を許可相当で意見決定し、県に進達していた「建売住宅 5 棟と通路」目的について、申請人から、当初の事業計画では、住宅資材等の高騰により、事業実施が困難であるため、事業を見直し、規模を縮小して、再度申請したいことから、今般許可の取下げ願いが提出されたものです。

以上で議案第 2 5 9 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 2 5 9 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 5 9 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、1 0 分間の休憩をとります。

再開は 1 4 時 3 0 分といたします。

(休 憩)

議長 次は、先月保留とした議案第２３９号「非農地証明願承認について」と議案第２５２号７２番を議題とします。

なお、今回は、委員全員で現地調査を行い、事前に非農地として適当または、不適当の判断をしております。

判断結果は別紙のとおりであります。

それでは、判断結果も含めて、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第２３９号及び議案第２５２号７２番について、令和７年２月１９日に農業委員１８名、農地利用最適化推進委員１１名の計２９名で現地調査を実施し、農林水産省経営局農地政策課長通知の「非農地判断の徹底について」に記載のとおり、①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まることに該当する場合は、非農地と判断することを判断基準として、再調査をいたしました。お配りしている非農地判断調査結果のとおりとなりました。

以上、説明を終わります。

議長 質疑に入りますが、ここで協議会に切り替えます。

(協議会へ変更)

議長 総会に戻します。
何か、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
採決方法については、議案第２５２号及び議案第２３９号受理番号３９番を一括で採決いたします。
議案第２５２号及び議案第２３９号受理番号３９番について、許可後は速やかに地目変更登記することを条件付きとして許可すべき方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手)

議 長 賛成全員であります。

議案第 2 5 2 号及び議案第 2 3 9 号受理番号 3 9 番について、許可後は速やかに地目変更登記することを条件付きとして許可することと決しました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第 7 のその他に入ります。

(1) 3 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 3 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、1 0 日（月）が本土川内地域、7 日（金）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前 8 時 3 0 分までに農業委員会事務局横の 5 0 2 会議室にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の 3 月総会は 2 月 2 5 日（火）午後 1 時から、S S プラザ川内の 3 階第 3 0 1 から第 3 0 3 会議室を予定しています。

また、裏面は 3 月から 5 月の行事予定を記載してあります。

行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 (なしの声あり)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 これをもちまして第２３回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」 【終了 １５：１０】